

地方税の滞納処分に関する相談対応 (相談マニュアル活用法)

滞納処分対策全国会議事務局長
弁護士 佐藤靖祥(仙台)

1 地方税の滞納処分って何？

・地方税や国民健康保険料(税)など、国税徴収の例により徴収できる公債権につき滞納のある税滞納者の財産を、市区町村の徴収担当者が、差押をして強制的に取り立てることができることを「滞納処分」という。

(差押の対象となる財産)

- ・給料、年金
- ・売掛金
- ・預金
- ・動産

2 なぜ地方税でトラブルが？

徴収の現場においては、広範な調査権と自力執行権が認められている（10頁以下）。

国税職員とは異なり、地方税の職員は、十分な研修を受ける機会がないため、いきおい、これらの権限を行使して差押をする発想となりがち。

1 広範な調査権

税滞納者のみならず関係者に対して税滞納者の財産に関する質問や検査をすることができる権限（国税徴収法141条）。

2 自力執行権

滞納者の財産を、職員自らが差押をすることができる権限（国税徴収法56条、62条など）

3 滞納相談の基礎（14頁以下）

1 納税先の確認

国、県、市町村、社会保険事務所など

2 滞納税の状況の確認

かなり昔の税、最近の税、今後の税など
すでに差押を受けているのか、予告の段階かなど

3 生活状況の確認（15頁以下参照）

収入、支出の状況の把握。不定期支出も要考慮

4 負債の確認

借金、クレジットカードなどの総額と月返済額
奨学金やコロナ貸付けなども確認

5 納税額の更生事由の確認

失職、失業などの収入変動の有無の確認
社会保険対象者の被保険者の利用など

4 弁護士の場合（17頁以下）

みなさんには直接関係ないと思われるが、覚えておいて損はない。

すなわち、弁護士は、税理士その他の職業とは異なり、借金については、整理（破産、再生、任意整理など）を行うことができる。

したがって、借金については整理して、納税額を捻出するという全体を見通した支援をすることができる。

よって、税滞納者が借金も抱えている場合には、弁護士相談を受けることを推奨する。

5 納税緩和制度の利用（18頁以下）

・ 地方税における納税緩和制度には、以下の制度が準備されている。

① 徴収猶予

- ・ 滞納に至ったことに、一定の理由がある場合
- ・ 7 類型が準備されている。

② 換価の猶予

- ・ 滞納に至ったことに理由がない場合
- ・ 申請権のあるものとなないものがある

③ 滞納処分の停止

6 交渉現場での対応（26頁以下）

- 1 徴収猶予及び換価の猶予の申請（または職権発動を促す際）の書式や内容
→申請権がなくても申請と同様の書類を準備
- 2 猶予が認められる期間では完納できない場合の対処
→納税緩和制度によらない示談的解決も検討
- 3 担当者の態度が横柄な場合の対処
→あまりにひどい場合の録音
- 4 差押禁止債権が預金口座に入金された直後に差押された場合の法令の状況
→60頁のコラムにて分析

7 実例（27頁以下）

- 1 相続した不動産を売却したところ、翌年の国民健康保険料が支払えなくなった事案。
→申請による換価の猶予の適用例
- 2 生活保護要保護世帯に対して過酷な取り立てがなされた事案。
→滞納処分停止の適用例
- 3 税滞納により給料が差し押さえられた時点で相談に来た事案。
→交渉に応じるべき義務の存在に関する根拠資料を示して行った示談的解決例

8 事例に関する Q & A (32 頁以下)

- Q 過去 3 年分の修正申告をして多額の納付義務が発生した場合の対処 (44 頁)
- Q 破産した場合の滞納税金の扱いと対応 (53 頁)
- Q 学資保険や奨学金の差押の合法性 (55 頁)
- Q 給与差押の承諾書を書いた場合の対処 (63 頁)
- Q レジ内のお釣りの差押の合法性 (65 頁)
- Q 滞納税金の時効 (71 頁)
- Q 徴収猶予、換価の猶予は 1 年限りか (72 頁)
- などなど

9 最後に代えて (お願い)

滞納処分対策全国会議では、各地での問題の徴収実例を集めています。事例に関して事情聴取を行い、悪質な場合には、当該自治体にてシンポジウムを開催の上、是正の申し入れをしたいと考えています。

もし、あまりに悪質な徴収がなされていることを察知した場合は、当会議宛てにご一報いただければと思います。

シンポジウム等が具体化する際には、ぜひ、当会議への加入もしていただければと思います。